

豊田市病院群輪番制病院運営費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市補助金等交付規則（昭和45年規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、病院群輪番制病院の運営に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「病院群輪番制病院」とは、豊田市及びみよし市で構成する2次救急医療圏（以下「豊田加茂広域2次救急医療圏」という。以下同じ。）にある病院のうち、輪番方式により連帯して休日及び夜間における入院・治療を行う病院をいう。

(補助金の交付目的)

第3条 この補助金は、病院群輪番制病院の運営に要する費用の一部を補助することにより、豊田加茂広域2次救急医療圏の救急医療を円滑に推進し、もって休日及び夜間において入院・治療を必要とする重症患者に対する医療の確保を図ることを目的とする。

(補助事業者)

第4条 補助金の交付対象者（以下「補助事業者」という。）は、豊田加茂広域2次救急医療圏において、相当数の病床並びに医師等の医療従事者及び救急専用病床の確保等の第2次病院としての診療機能を有し、かつ、別表第1に定める病院群輪番制を実施できる病院のうち、次の要件を全て満たす者とする。

(1) 法人等(法人若しくは団体又は個人をいう。以下同じ。)の役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員ではないが同条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)と関係を持ちながらその組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者(以下「暴力団関係者」という。)がないこと。

(2) 暴力団員又は暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められる者でないこと。

(3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められる者でないこと。

(4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している

と認められる者でないこと。

(5) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者でないこと。

(6) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められる者でないこと。

(7) 豊田市税の滞納がないこと。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、病院群輪番制病院の運営に要する経費のうち、常勤職員の給与費、非常勤職員の給与費及び法定福利費とする。

(補助金額等)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の実支出額と別表第2に定める補助基準額に当該補助基準額に対応する区分を1単位とした診療日数を乗じて得た額とを比較して、いずれか少ない方の額とする。

2 補助金の額の算定に当たっては、算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、毎年度7月10日までに市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要と認める時はこの限りでない。

(1) 病院群輪番制病院運営事業計画書（様式第2号）

(2) 病院群輪番制病院運営事業所要額明細書（様式第3号）

(3) 歳入歳出予算書抄本（様式第4号）

(交付の決定通知)

第8条 市長は、前条の規定により補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じ実態調査等を行い、補助金の交付を適当と認めたときは、予算の範囲内において交付の決定をし、補助金交付決定通知書（様式第5号）により、補助事業者に通知する。

2 市長は、本補助金の交付事務に必要な内容に関し、補助事業者の同意を得た上で、市税の収納状況を確認することができる。

(計画変更)

第9条 補助事業者は、補助金の交付決定通知を受けた後において補助事業の計画変更（廃止及び中止を含む。）をする場合は、直ちに市長に補助事業計画変更承認申請書（様式第6号）を提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による計画変更承認申請書を受理したときは、変更内容を審査し、第8条の規定による決定を変更することができる。

(変更決定通知)

第10条 市長は、前条第2項の規定により当該補助金の交付の変更を承認し

たときは、補助金等変更決定通知書（様式第 7 号）により補助事業者に通知する。

（実績報告）

第 1 1 条 補助事業者は、補助事業期間（4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までの期間をいう。以下同じ。）が満了したときは、当該補助事業期間の翌年度の 4 月 1 0 日までに、補助事業実績報告書（様式第 8 号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- （1）病院群輪番制病院月別実施表（様式第 9 号）
- （2）病院群輪番制病院患者数等調（様式第 1 0 号）
- （3）病院群輪番制病院運営事業実績額明細書（様式第 1 1 号）
- （4）歳入歳出決算書抄本（様式第 1 2 号）

（確定通知）

第 1 2 条 市長は、補助事業実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書（様式第 1 3 号）により補助事業者に通知するものとする。

（調査等）

第 1 3 条 市長は、必要に応じて、補助事業者に補助事業の進捗状況、効果等及び補助事業により取得した財産について説明又は文書の提出を求めることができ、補助事業者は、正当な理由なく、これを拒んではならない。

（関係書類の保存）

第 1 4 条 補助事業者は、帳簿等の補助対象事業に係る全ての関係書類を、補助対象事業が完了した年度の翌年度から 5 年間保存しなければならない。

（委任）

第 1 5 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 6 月 3 0 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 5 月 1 7 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 6 月 3 0 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

別表第 1（第 4 条関係）

病 院 群 輪 番 制

病 院 群 輪 番 制		補助基準額の算定に用いる区分	
実 施 日	診 療 時 間	区 分	対 象 診 療 時 間
休 日	午前 8 時から 翌日の午前 8 時まで	休日 A	午前 8 時から午後 6 時まで
		夜 間	午後 6 時から翌日の午前 8 時まで
第 1 土曜日 及び 第 3 土曜日	午後 1 時から 翌日の午前 8 時まで	休日 C	午後 1 時から午後 6 時まで
		夜 間	午後 6 時から翌日の午前 8 時まで
第 2 土曜日、 第 4 土曜日 及び 第 5 土曜日	午前 8 時から 翌日の午前 8 時まで	昼 間	午前 8 時から午後 6 時まで
		夜 間	午後 6 時から翌日の午前 8 時まで
平 日	午後 6 時から 翌日の午前 8 時まで	夜 間	午後 6 時から翌日の午前 8 時まで

- 備考 1 実施日欄の休日とは、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）第 2 条に定める祝日及び年末年始（1 2 月 2 9 日から翌年の 1 月 3 日まで）をいう。
- 2 第 1 土曜日及び第 3 土曜日とは、1 月のうちの第 1 週及び第 3 週の土曜日をいう。
- 3 第 2 土曜日、第 4 土曜日及び第 5 土曜日とは、1 月のうちの第 2 週、第 4 週及び第 5 週の土曜日をいう。
- 4 平日とは、第 1 項から第 3 項までの日以外の日をいう。

別表第 2（第 6 条関係）

補 助 基 準 額

区 分		補 助 基 準 額
休 日	休 日 A	7 5 , 7 7 0 円
	夜 間	7 5 , 7 7 0 円
第 1 土曜日及び 第 3 土曜日	休 日 C	3 7 , 8 8 0 円
	夜 間	7 5 , 7 7 0 円
第 2 土曜日、第 4 土曜日 及び第 5 土曜日	昼 間	7 5 , 7 7 0 円
	夜 間	7 5 , 7 7 0 円
平 日	夜 間	7 5 , 7 7 0 円

- 備考 1 区分は、別表第 1 に掲げる補助基準額の算定に用いる区分による。
- 2 補助基準額は、毎年度改定を行うものとする。
- 3 前項の場合において、当該年度の補助基準額は、前年度の補助基準額に前年度の一般職の職員の給与に関する法律（昭和 2 5 年法律第 9 5 号）の改正で示された俸給表の水準改定の変動率等を乗じた額とし、算出された額に 1 0 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。